

屋形船旅客運送約款

令和7年9月1日

有限会社 池上

目次

- 第1章 総則
- 第2章 契約の成立、変更及び取消
- 第3章 運航
- 第4章 料金及び支払
- 第5章 旅客の義務
- 第6章 損害賠償及び免責
- 第7章 雑則

第一章 総則

(適用範囲)

第1条 本約款は、当社が運航する総トン数19トン・旅客定員65名の屋形船（以下「本船」という。）による貸切運航（1航路2時間、平水区域のみ）に適用する。

- 2 本約款に定めのない事項は、関係法令又は慣習による。
- 3 当社が法令に反しない範囲で特約に応じた場合は、その特約を優先する。

(定義)

第2条 本約款において「契約者」とは、当社と貸切運航契約を締結した者をいう。

- 2 「利用者」とは、契約に基づき乗船するすべての旅客をいう。
- 3 この運送約款で「大人」とは、12歳以上の者（小学生を除く）をいう。
- 3 この運送約款で「小児」とは、12歳未満の者及び小学生をいう。
- 4 この運送約款で「手回り品」とは、旅客が自ら携帯又は同伴して船室に持ち込む物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 3辺の長さの和が2メートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下の物品
 - (2) 車いす（旅客が使用するものに限る。）
 - (3) 身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であって、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。）
- 5 「最終確認」とは、当社が指定する期日までに、人数・発着時刻・航路・料理内容その他の利用条件が、契約者と当社との間で書面又は電磁的方法により確定することをいう。

第二章 契約の成立、変更及び取消

(申込及び成立)

第3条 契約者は、所定の方法により貸切運航を申し込むものとし、当社が承諾したときに契約は成立する。

- 2 当社は、次の各号の場合、申込みを拒否し、又は契約を解除できる。
 - 一 法令又は本約款に違反し、又はそのおそれがあるとき
 - 二 危険物の持込み、著しい酩酊、船内秩序の維持が困難と認められるとき
 - 三 虚偽申告その他正当な事由があるとき
 - 四 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合
 - 五 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合
 - 六 東京都暴力団排除条例に該当する団体、匿名・流動型犯罪グループ及び当該団体、グループと密接な関係があると判明した時
- 3 前項に基づき契約が解除された場合、契約者又は利用者は、当社に対して損害賠償を請求できない。これにより当社に損害が生じた場合は、契約者はその損害を賠償するものとする
- 4 年3回以内のイベント出航（花火大会観覧船）は当社の提示する条件を優先し、第4条、第6条、第10条の定めるところではない

(最低請求人数)

第4条 本船の最低請求人数は大人15名とする。乗船人数が大人15名に満たない場合でも、契約者は大人15名分相当額の料金を支払う。

- 2 週末（金曜日、土曜日、日曜日）祝日、祝前日、繁忙期は最低請求人数が加算される

(最終確認・人数確定)

第5条 契約者は、当社が指定する期日までに最終確認を行い、利用条件を確定する。

- 2 最終確認以降の人数減少は取消しとみなし、キャンセル料の対象とする。
- 3 最終確認以降の人数増加は、本船の安全上及び定員の範囲内で当社が承諾した場合に限り認める。

(取消・変更(キャンセルポリシー))

第6条 契約者の都合による取消し又は変更(人数減少を含む)の場合、契約者は次に定める取消料を支払う。

- 一 出航日の4週間前以降：料金総額の30%
 - 二 出航日の7日前以降：料金総額の50%
 - 三 最終確認後：料金総額の100%
- 2 上記「料金総額」は、第10条に定める見積総額(最低請求人数を下回る場合は15名相当額を含む)をいう。
- 3 当社の責に帰すべき事由以外で、棧橋・航路・気象等の外的要因によりやむを得ず中止する場合は、第13条の定めによる。

第三章 運航

(運航条件)

第7条 本船の運航時間は2時間とし、原則として発着から下船までの時間をいう。

- 2 出航及び帰港の時刻・場所は、当社が指定し、最終確認で確定する。
- 3 運航区域は平水区域に限る。

(安全上の制限・中止等)

第8条 当社は、次の各号に該当する場合、運航を変更又は中止できる。

- 一 風速10メートル/秒以上、波高80センチメートル以上、視程300メートル未満その他安全に支障があるとき
 - 二 天災、火災、船舶故障、官公署の命令等やむを得ないとき
 - 三 船長が安全上必要と認めたとき
- 2 当社は、前項の場合、可能な範囲で出航時刻の繰下げ又は日程変更を協議する。

(乗下船及び船内規律)

第9条 利用者は、船長又は船員の安全指示に従わなければならない。

- 2 次の行為を禁止する。
 - 一 救命設備・消火設備等の無断操作・移動
 - 二 危険物の持込み、喫煙禁止場所での喫煙、花火・焚火等火気の使用
 - 三 著しい酩酊、他の利用者に迷惑を及ぼす行為
 - 四 立入禁止区画への立入り
- 3 未成年者または、日本語が理解できない人は、成人の責任ある同行者が監督するものとする。

第四章 料金及び支払

(料金の構成)

第10条 本船の料金は、次の合計額とする。

- 一 乗船料金：7,000円(税込) / 1名
- 二 料理料金：6,000円(税込) ~ (コースにより異なる) / 1名

三 酒類：飲み放題（当社所定の範囲。提供条件は別紙リストによる）

四 特別手配、棧橋使用料の追加、延長等の付随費用（該当時）

2 見積総額は、最終確認時の確定人数×各単価（ただし第4条の最低請求人数に満たない場合は15名相当額）により算定する。

3 食物アレルギー対応、メニュー変更、特別演出等は事前申出を要し、追加費用が発生する場合がある。

4 大人に同伴されて乗船する1歳未満の小児は無料とする。

（飲み放題の取扱い）

第11条 飲み放題は、原則として運航時間に準じて提供する。ラストオーダーは、当社が別途定める時刻とする。

2 未成年者への酒類提供は行わない。年齢確認に協力しなければならない。

3 飲み放題の飲酒量は疾病発症リスク、行動面リスクに配慮した飲み方を求める

（支払）

第12条 契約者は、当社の指示する期日までに、見積総額の全額を前払いしなければならない。

2 料金の支払は、原則として出航前までに完了するものとし、未払いの場合は当社は契約を解除できる。

3 銀行振込手数料等は契約者の負担とする。

4 最終確認後に付随費用が生じた場合、契約者は当社が指定する方法で追加精算を行う。

（やむを得ない中止・変更）

第13条 第8条により当社が運航を中止又は大幅変更したときは、当社は日程変更の提案又は料金の返還により協議のうえ対応する。

2 出航後に気象急変その他安全上の理由により短縮した場合は、提供状況を勘案の上、合理的範囲で調整する。

第五章 旅客の義務

（旅客の禁止行為等）

第14条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

(1) みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設を操作すること。

(2) みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。

(3) 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。

(4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。

(5) みだりに乗船者の乗下船の方法を示す標識その他乗船者の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。

(6) 石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。

(7) 海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。

(8) 船員等の職務の執行を妨げる行為をすること。

(9) 他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。

(10) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。

2 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船員等が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否し、又は下船を命じることがあります。

(手回り品の保管)

第15条 旅客は、船室に持ち込んだ手回り品を自己の責任において保管しなければなりません。

(旅客名簿への記載)

第16条 旅客は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第15条（同法第21条の5において準用する場合を含む。）に規定する旅客名簿に、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

(1) 氏名

(2) 年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分

(3) 性別

(4) 次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア イに掲げる旅客以外の旅客 住所又は住民票に記載されている市区町村名

イ 日本国内に住所を有しない外国人である旅客 国籍及び旅券番号

(5) 乗船の日時及び港並びに下船の港

(6) 事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否

2 当社は、申込・運航に必要な範囲で個人情報を取得・利用し、法令に従い適切に管理する。

第六章 賠償責任及び免責

(当社の賠償責任)

第17条 当社は、旅客が、船員等の指示に従い、乗船港の乗降施設（改札口がある場合にあっては、改札口。以下同じ。）に達した時から下船港の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、運送人が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、責任を負わないことがあります。

(1) 大規模な災害、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行う場合

(2) 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行う場合

3 当社は、手回り品その他旅客の保管する物品の滅失又は損傷により生じた損害については、当社又はその使用人に故意又は過失があったことが証明された場合に限り、これを賠償する責任を負いません。

4 当社が第5条の規定による措置をとったことにより生じた損害については、第1項又は前項の規定により当社が責任を負う場合を除き、当社は、これを賠償する責任を負いません。

(保険契約)

第18条 当社は、前条第1項（同条第2項において当社が免責される場合を除く。）に係る賠償責任を負うため、使用船舶ごとに、当該船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失について、当該船舶の定員（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るものをいう。）1人につき、てん補する額の限度額を五千万円以上（限度額は令和6年10月1日以降、海上運送法に準拠し更新する）とすることをその内容に含む保険契約又は共済契約に加入してある。

(利用者の責任)

第19条 旅客が、その故意若しくは過失により、又は法令若しくはこの運送約款を守らなかったことにより当社に損害を与えた場合は、当社は、当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることがある。

第七章 雑則

(準拠法・管轄)

第20条 本約款は、日本法及び東京都条例に従うものとする。

2 本約款に関する紛争は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。

(参照)

- ・海上運送法
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法令
- ・健康増進法・東京都受動喫煙防止条例
- ・東京都暴力団排除条例
- ・東京都迷惑防止条例

附 則

この約款は、令和 7年 9月 1日より実施する。

運営会社：有限会社 池上
責任者：代表取締役 池上泰雄
屋号：屋形船 池上
船名：汽船 泰一丸